

提案書

平成19年9月5日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

郵便番号 371-8533

住所 群馬県前橋市若宮町1-4-8

氏名 株式会社エフエム群馬
代表取締役社長 小林洋右

電話番号

電子メールアドレス

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

| |
|------------------------------------|
| 1 制度分野 別紙1（ページ2）の通りです。 |
| 2 技術分野 別紙2（ページ3）の通りです。 |
| 3 ビジネスモデル分野 別紙3（ページ4）の通りです。 |
| 4 その他 特に無し。 |

1. 制度分野

- (1) 免許主体は、既存ラジオ事業者を優先し、県域免許としたい。
携帯端末向けの放送では、各地域で必要とされる災害情報・生活情報・地域文化・地域経済の情報発信が極めて重要である。このため、こうした情報発信能力の高い既存ラジオ事業者を免許主体とし、県域放送免許とすることが望ましい、と考える。その一方、全国共通の情報並びに様々なコンテンツに関して、各放送事業者が必要に応じてネットワーク形成に参画できる制度としたい。
- (2) 同一の携帯端末で、地上デジタル放送のワンセグ放送と携帯端末向けマルチメディア放送の双方が受信できることが望ましいことから、携帯端末向けマルチメディア放送では、事業者が地域事情等を勘案して1セグメント放送または3セグメント放送のいずれでも選択可能となる免許制度にしたい。
同一の県域に3セグメント放送事業者と1セグメント放送事業者の双方が併存することがあっても良い制度としたい。
- (3) 携帯端末向けマルチメディア放送では、通信との連携強化を前提としたサービスが期待される。携帯端末として、携帯電話、パソコン、PDA、カーナビ等の車載型受信器のほか、様々な受信端末の開発が期待されるので、これらの端末に向けて、これまでの放送概念を超えた様々なコンテンツを送信できる制度を望む。
- (4) 免許は原則として「ハードソフト一致」が望ましい。前記(3)に記した様々なコンテンツ送信実現のため、事業者が「ハードソフト一致」を原則としながら、受託放送も行える制度が望ましい。
- (5) 関東地方にあつては、東京ほか南関東と北関東とでは、文化・経済等の社会基盤が著しく異なるので、大電力による関東広域圏放送を行わないこととしたい。北関東においては、南関東と異なり、北関東各県ごとの県域放送の実現を望む。
- (6) 大資本が資本力の弱い放送事業者を全国的に支配する事態を危惧する。このため、他業種による放送事業者支配を防ぐことを目的とした新たな集中排除原則を制度化する必要がある。

2. 技術分野

- (1) 携帯端末向けマルチメディア放送の新しいコンテンツを、家庭内固定の地上デジタル放送受信器でも受信できる仕組みとしたい。膨大なデータ量のコンテンツを長時間かけて受信器にダウンロード蓄積させる新たなビジネスモデルを可能にしたい。
- (2) 放送形式は、現在、DRPの実用化試験放送で実施しているISDB-Tsb方式が適当と考える。
- (3) 携帯端末向けマルチメディア放送は、受信端末アンテナを小型化するのが望ましく、そのためには、VHFハイバンドの周波数割当が必要と考える。
- (4) コンテンツのダウンロード（録音等）に関して、著作権等の権利処理並びに課金処理について制度を明確にしたうえで、制度に合致した技術基準を定める必要がある。

3. ビジネスモデル分野

- (1) 放送事業者は、ハードソフト一致の原則によっではじめて、災害放送等の社会的責任を果たすことができる。その一方、社会的責任を迫及することにより財務体質を悪化させる心配があり、これに乗じて大資本等の強者が放送事業者支配に乗り出すことを危惧する。このため、大資本による放送事業者支配に歯止めをかけることが重要である。
- (2) 携帯向けマルチメディア放送では、いわゆるデジタルラジオによる音声放送を中心にして、音声広告収入、データ広告収入、簡易映像広告収入、様々なデータ送信（無料、有料のダウンロード）をビジネスモデルの出発点と考えたい。
- (3) データ送信について、放送事業者によるデータのほか、受託放送によるデータ送信を可能とし、多くの他業種が新規コンテンツを持ち込むことを期待したい。